

燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>○燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(名称) 第1条 この会の名称は、燕・弥彦地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）とする。</p> <p>(設置) 第2条 <u>交通会議は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、燕市及び弥彦村（以下「地域」という。）における地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した運輸サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。</u></p> <p>(事務所) 第3条 交通会議の事務所は、燕市吉田西太田1934番地燕市役所内に置く。</p> <p>(協議事項等) 第4条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。</p>	<p>○燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(名称) 第1条 （追加する）</p> <p>(設置) 第1条 <u>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、燕市及び弥彦村（以下「地域」という。）における生活交通ネットワーク計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項及び地域の実情に即した運輸サービスの実現に必要となる事項を協議するため、<u>燕・弥彦地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</u></u></p> <p>(事務所) 第2条 交通会議の事務所は、燕市吉田西太田1934番地燕市役所内に置く。</p> <p>(協議事項等) 第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。</p>

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること。
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
- (5) 交通会議の運営に関すること。
- (6) その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第5条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(削除)

2 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第6条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第7条 会長は、燕市長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること。
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
- (5) 交通会議の運営に関すること。
- (6) その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、会長が選任する。

3 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監査員 2人

4 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、燕市長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

(削除)

(副会長)

第8条 副会長は、弥彦村長及び学識経験者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

3 前項の規定により会長の職務を代理する副会長は、弥彦村長とする。

(監査員)

第9条 監査員は、会長が委員の中から指名する。

2 監査員は、交通会議の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議の会議（以下「会議」という。）
において報告する。

(事務局)

第10条 交通会議は、交通会議の運営に関する事務を行うため、燕市市民生活部生活環境課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、燕市市民生活部長をもって充てる。

3 事務局員は、燕市市民生活部生活環境課職員をもって充てる。

(会議運営等)

第11条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 交通会議の決議の方法は、会議に出席した委員の総意で決定することとする。

3 会長は、交通会議の会計を監査する監査員を委員の中から指名する。

(副会長)

第7条 副会長は、弥彦村長及び国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

3 前項の規定により会長の職務を代理する副会長は、弥彦村長とする。

(監査員)

第8条 (追加) 監査員は、交通会議の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を交通会議の会議（以下「会議」という。）
において報告する。

(追加)

(事務局)

第9条 交通会議は、交通会議の運営に関する事務を行うため、燕市市民生活部生活環境課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、燕市市民生活部長をもって充てる。

3 事務局員は、燕市市民生活部生活環境課職員をもって充てる。

(会議運営等)

第10条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 交通会議の決議の方法は、会議に出席した委員の総意で決定することとする。

5 交通会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議は公開で行うとともに、交通会議に関する情報は燕市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第12条 交通会議は、計画の実施等に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 交通会議の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、交通会議の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金)

第15条 委員は、会議に出席したときは謝金を受けることができる。

2 謝金を受けることができる対象委員及び支給額は、次に定めるものとする。

(1) 学識経験者 日額 15,000円以内

(2) 地域公共交通の利用者 日額 5,000円

(交通会議の解散等)

5 交通会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議は公開で行うとともに、交通会議に関する情報は燕市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第11条 交通会議は、計画の実施等に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、交通会議の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金)

第14条 委員は、会議に出席したときは謝金を受けることができる。

2 謝金を受けることができる対象委員及び支給額は、次に定めるものとする。

(追加)

(追加) 住民代表 日額 5,000円

(交通会議の解散等)

第16条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月5日から施行する。

別表 (第5条関係)

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	燕市長
	弥彦村長
法第6条第2項第2号の委員	新潟交通観光バス株式会社 常務取締役
	越後交通株式会社三条営業所 所長
	越佐観光バス株式会社 代表取締役
	ウエスト観光バス株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社 燕三条駅長
	公益社団法人新潟県バス協会 事務局長
	株式会社燕タクシー 代表取締役
株式会社中央タクシー 代表取締役	

第15条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

燕市長

弥彦村長

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官

新潟県燕警察署長

新潟県西蒲警察署長

新潟県三条地域振興局企画振興部長

住民代表

東日本旅客鉄道株式会社燕三条駅長

独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院事務局長

新潟県立吉田病院事務長

公益社団法人新潟県バス協会事務局長

日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会事務局長

	中越交通株式会社 代表取締役
	まきタクシー有限会社 代表取締役
	地蔵堂タクシー有限会社 代表取締役
	弥彦タクシー株式会社 代表取締役
	燕市都市整備部 部長
	弥彦村建設企業課 課長
法第6条第2項第3号の委員	燕警察署 署長
	西蒲警察署 署長
	地域公共交通の利用者（燕市・弥彦村）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県三条地域振興局 企画振興部長
	燕市観光協会 会長
	弥彦村観光協会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会 事務局長
	新潟県立吉田病院 事務長
	一般財団法人新潟県地域医療推進機構（新潟県立燕労災病院 指定管理者） 事務部長
	三条市市民部環境課 課長

一般乗合旅客自動車運送事業者代表
一般乗用旅客自動車運送事業者代表
燕市企画財政部長
燕市都市整備部長
弥彦村総務課長
弥彦村建設企業課長

	燕市企画財政部 部長
	燕市産業振興部 部長
	燕市健康福祉部 部長
	燕市教育委員会 次長
	弥彦村総務課 課長
	弥彦村観光商工課 課長
	弥彦村福祉保健課 課長
	弥彦村教育課 課長